

第三者評価に対する回答シート（評価対象年度：平成30年度）

施策名〔施策小〕	4 子どもの権利の擁護	政策	1	施策大	1	施策中	1
担当部署		担当課名					
教育部		人権教育課					
第三者評価委員からの指摘事項・コメント等				指摘事項・コメント等に対する課の考え、今後の取組方針			
① 事務事業の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ●構成する事務事業は妥当であると評価できます。(A) ●この施策を構成する事務事業は妥当であると思われる。(B) ●人権教育課だけで子どもの意見(子どものかかえる現状)を聞くことはむずかしく、保育子育て支援課、人権推進課と共同で取り組んでいくのは、幅広く良いと思います。(B) ●事務事業が少なく、子供の権利に関する条例推進事業を重点化するのには、それなりの根拠があると考えられます。施策の対象は市民ではなく、18歳以下の子どもではないか。(B) ●子供の権利条約は、世界中の子どもの基本的な権利の尊重を目的として、1989年に国連で採択され、日本は、1994年に批准したと記憶します。これらも背景に、当施策の対象・意図を考えた場合、「子供の権利を尊重する」と明記されており、適切に行われていると考えます。又、施策を構成する事務事業1に、「子どもの権利に関する条例推進事業」とあり、事務事業は適切であります。又、重点化◎は、当「子どもの権利に関する条例推進事業」に◎印があり、重点化の選択も根拠も適切であると考えます。(B) 			<ul style="list-style-type: none"> ●条例第2条で、「子ども」とは、原則として18歳未満のすべての人としています。加えて、条例第9条では「親その他の保護者への支援」、条例第10条では「子ども施設職員の支援」、第8条では、市の職員及び子ども施設職員や保護者・市民への「子どもの権利に関する学習と教育」の実施、第11条では「せんなん子ども支援ネットワーク」について規定する等、施策の対象を「市民等」としています。条例で言う「市民等」とは、泉南市において「何らかの活動」を行うすべての人を指しています。条例が実現しようとする「子どもにやさしいまち」の実現のためには、泉南市に住民票を置く市民だけでなく、泉南市で様々な活動をする個人や団体、企業など多様な人々が協力して具体化していくことも必要とされています。 ●「教育」「福祉」「人権擁護」に関する3つの部局が事務局となり施策を推進している自治体は「子どもの権利条例」を制定している自治体の中でも珍しいです。幅広い子どもの権利施策を推進していくためにも、今後も3部局で協働していきたいと考えます。 			
② 施策の 進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ●施策指標が子ども委員の満足度であることは評価できます。問題は子ども委員の選定であるが、参加した子どもの満足度となると、参加した子どもの人数が重要となります。3400から3500人のうちの61名では少ない。年15回の参加行事数が一部成果指標に用いられているが、1回当たりの参加人数を成果指標にすべきであります。有効性の◎と効率性の◎に整合性が見られない。統廃合や連携はコスト削減ではないか。(B) ●施策指標は、「①子ども委員の満足度、②子どもが企画、子ども参加の行事の実施」であり、指標とした理由・考え方には、子ども施策の当事者は子どもであり、子どもにやさしいまちをめざすためには、「子どもが参加できる、又、居場所のあるまち」であることが重要であると考え方が記載されており、考え方は適切であります。又、指標は適切であります。一次評価・二次評価共に「B」と評価しています。一次評価の「具体化されていない施策については、計画的に推進が必要であり、今後市民への周知やボランティアやスタッフ等大人・子どもの参画をより一層固める必要があるとの課題等を指摘したの「B」評価は的を得ています。又、二次評価は、課題等の後半に、当該施策をより幅広く展開していくために推進体制の充実等、必要な取組を進められたというところは、適切な課題等を指摘しています。(B) ●対象は市民とされており、年齢は問われていない。したがって、指標は子どもの権利について年齢問わずどのくらい浸透しているかが数値化されたものにするべきだと考えます。●指標について、数少ない子ども委員が満足したからと言って泉南市全体の子どもの権利擁護が進んだと判断できかねます。また企画・実施率についても天候等に左右されない限り実施されるのが通常であると思うので、この指標から「子どもにやさしいまち」が判断できかねます。(C) ●設定されている成果指標を見る限り、施策は計画通りに進んでいると評価はできます(評価してしまうことになり)。この施策を評価する視点の一つに、子ども条例が市民の間に浸透し子供がどれだけ積極的に子ども委員に参加しているかが重要であると思えますので、成果指標に委員会1回あたりの子どもの参加平均人数や対象者数に対する登録者割合を追加することを要望いたします。(C) ●対象者が3,000人以上いる中で、登録者が60名程で目標値が100としています。これで満足しているのではなく、目標値を高く、幅広い取組が必要。(C) ●子ども委員の人数自体を目標値として設定することはできないのか。子ども委員の満足度を指標としているが、このような指標はどうしても内輪よりになってしまおうと思われ。施策の意図との関係で適切な指標を設定することができないか検討されたい。(C) 			<ul style="list-style-type: none"> ●条例第5条より、「せんなん子ども会議」は、「子どもにやさしいまち」をめざして、子どもにかかわることに、当事者である子どもが意見を表明し、まちづくりに参加することを目的として設置されており、毎年3月には直接市長に活動や子どもの意見を上げています。 ●上記の目的に向けて活動する中で、そこに参加した子どもが、「楽しい」と満足することが大切であると考え、施策指標を設定しました。 ●子ども会議は、「子どもの参加と意見表明」を具体化する、パイロット的役割であり、子どもたちが泉南市のまちづくりに主体的に意見を発信し、生き生きと楽しく取組む姿が、大人に子どもの権利擁護の意味を伝える大きな役割を果たしていると考えています。 ●子ども会議への参加者数や参加率だけが、指標となるものではないと考えますが、条例ができたことで、子どもの意見表明や子ども参加が進んだのか？子どもの権利擁護の仕組みづくりが進んだのか？子どもの権利についての理解と広報は進んでいるのか？は、この施策指標では見えてきません。施策指標・施策評価について、今後検討する必要があると考えます。 ●現在、「せんなん子ども会議」が活動報告をした行事への感想や子どもの権利研修の「ふりかえりシート」からは「子どもの権利について知ってよかった」「子どもを一人の人間として尊重したい」「子どもの意見を聴いていきたい」という感想を多くいただいています。しかし、そのような取組や研修に参加した市民の数はまだまだ少ない現状です。今後、子どもやおとなを対象とした、子どもの権利学習・広報啓発を一層推進し、子どもの権利を保障する、安全安心の子どもの居場所を増やしていくこと、また参加した子どもや市民の実感をアンケート等で調査していくことも必要であると考えます。 ●2019年に、第2期子ども子育て支援事業計画策定に向けて、小学4年生～18歳までの子どもを対象とした抽出アンケートの中に、「子どもの権利」についての項目を設けました。5年前のアンケートとの比較では、子どもの権利、子ども会議への周知率は10%程度上昇しています。 			
③ 資源の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●バス借上料が発生する行事に関しては、受益者負担を求めている方向が適切かと存じます。(ヒヤリングでは、現在は受益者負担を求めていることは確認できました)(B) ●改革・改善策としては、「子どもの権利に関する施策推進本部」において、具体化されていない施策を明らかにすることを即時的対応とし、即時的対応をへて、短期的対応として「関係部署による専門部会を立ち上げ、総合的に推進する体制づくりを掲げており適切に行われていると考えます。施策に投入すべき資源(人員・予算)については、H28実績～H30実績を見る限り、ほぼ、共に横ばいか、微減傾向にあります。今後の少子化を考えてみても、「専門部会の立ち上げ」や、事務事業の評価【CHECK】での表現であるが、「子どもオンズパーソン制度を実施している市町村では、事業費規模は大きい。今後同様の制度を実施する場合は、事業費の検討が必要である」と表示され、必ずしも、この表示は、予算の増加を示すものではないにしても、当施策には人員・資源を投入すべきと考えます。(B) ●参加者が少なかったりリピーターが多いと、特定の人だけが受益を得ることにならないでしょうか。(C) ●具体化されていない施策があるならば、早急にボランティアでの協力者で専門部会を立ち上げ推進体制づくりが必要。(C) ●即時的対応における「具体化されていない施策」ではどのようなものであるかを明記すべきであります。仮に相談・救済件数であるならば、今後は相談・救済件数も成果指標に加えるような事務事業を考えているかを明らかにすべきではないか。一般財源がR1で増加しているが、その理由が曖昧であります。(C) 			<ul style="list-style-type: none"> ●せんなん子ども会議は、「子どもにやさしいまち」をめざして、子どもの意見を市に届けることを目的とし、参加した子どもたちが主体となりながら、活動テーマや内容を決めていきます。バスツアーも、その活動の一環として実施しています。「公園」「居場所」「防災」などテーマに応じた行き先を決め、様々な体験や人との出会いをその後の活動に活かせるものと位置付けています。 ●子ども会議での子どもの意見や活動は、子どもにやさしいまちづくりやおとなの権利学習にも大きな成果をもたらしています。例えば、「子どもの権利」を伝えるためにメンバーが作成したDVDは、おとな対象の権利学習でも上映され、4つの子どもの権利の中で、最もわかりにくいと言われる「子どもの意見表明と参加の権利」の重要性を伝える効果的なツールとなっています。従って、子ども会議の活動は、泉南市のまちづくりに生かされるもので、長い目で見ると特定の子どものみが受益を得ることにつながるものではないと考えます。 ●条例の検証と公表の役割を果たす「条例委員会」では、市の子ども権利に関する事業について審議し、毎年報告書を市長に提出、市民に公表している。今年度「第7次報告」で条例委員より、「未記載の条文規定」として挙げられたのは、「第9条(親その他の保護者の支援)」「第10条(子どもの施設職員の支援)」「第11条(せんなん子どもネットワーク)」「第12条(施設等における子どもの安全)」「第13条(災害時における子どもの安全)」である。また、第6条(子どもの相談・救済)については、現在準備委員会を設置し、施策について検討しているところ。 ●未記載であるが、子どもに関わる担当課ですでに実施されている事業もあり、今後関係部署と連携し、事業の実施状況を把握するとともに、未実施の施策についても、実施に向けてすすめていきたいと考えています。 			

施策推進に向け、担当課として対策を講ずべき重要視点、施策運営に関する改善点

《第三者評価委員会からの指摘等》	《所管課としての考え、取組方針》
<p>●子ども会議について、対象者数約3400人に対し登録者数61名は少ないです。少ない参加者の満足度が100%だということと、泉南市全体の子どもの人権が保証されているということが直結するとは思えません。子どもの権利を子どもに教えるだけでなく、大人向けにもさらに啓発活動しなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>●おとなの参画を増やし、小中学校で子どもに対する会議も実施しているようなので、毎月の子ども会議に参加を呼びかける必要があります。</p> <p>●子ども人口の減少もあり、参加人数が減少傾向にある状況下で、一般財源の増加がRIに増加する傾向の根拠を明記すべきであります。泉南市の子ども施策についての理念が何であるかが、曖昧な箇所があり、どのような長期計画を立てているのかの方向性が分からない。</p>	<p>●大人向けの子どもの権利学習については、子ども施設職員、市職員、保護者(赤ちゃん教室や保護者PTA対象研修)、市内の事業所職員等、既に実施している。研修受講者を地道に増やしていくこと、また研修を受講した人が、子ども会議や子どもに関わる居場所でスタッフやボランティアとして協力してもらうことが、「子どもの居場所づくり」や「せんなん子ども支援ネットワーク」の推進につながるかと考える。</p> <p>●子どもの人口は減少しているが、子ども会議に登録している子どもの数は、子ども会議発足当初の20人前後から、60名あまりと増加しており、子どもの権利学習の教材やイベント開催のための費用など、予算の増加が必要な状況です。</p>

その他のコメント(施策もしくは施策を構成する事務事業に係る意見等)

《第三者評価委員会からの指摘等》	《所管課としての考え、取組方針》
<p>●人口減に伴い地域社会が崩壊しつつある現在、市が率先してやらざるを得ないかもしれませんが、NPO法人等に委託できないでしょうか。</p> <p>●ヒヤリングを通し、本施策及び本事務事業の重要性は理解できました。条例の趣旨が市民、特に子育て世帯に浸透し、行政が中心となって地域で子どもを守り育てていく泉南市という像が形としてあらわれてくることを願います。それは成功事例となり、その活動が他市に波及していくと思います。</p> <p>●市民に対する周知や広報の工夫が必要であります。対象が特に虐待を受けた子どもではなく、全市民に開かれたものであるとするならば、小中学校と連携して子ども参加行事を広報PRするとよいのではないかと。あるいはこども参加の行事内容も変化してくるのではないかと。これだけネットが進行している状況下で子どもが読むかどうか分からない広報紙に頼るのは問題があります。</p>	<p>●「子どもの居場所づくり」や「子どもの権利擁護」のためには、既存の地域の資源を生かした地域のネットワークづくりが重要となると考える。</p> <p>●子どもの権利に精通したNPO法人に、一部委託も考えられるが、子どもの権利条例は市が子どもの権利擁護を責任をもって推進していくことを約束した者であり、自治体による事業の実施・検証・広報は不可欠である。</p> <p>●2019年12月に実施された、条例のモニタリングを行う「市民モニター会議」では、子どもモニターより、SNSを活用した広報の必要性が意見として出された。今後検討していきたい。</p> <p>●2019年は、子どもの権利条約が採択されて30周年。日本がこれに批准して25周年という節目の年でした。これを機に各地の自治体で、子どもの権利条例を策定しようとする動きが出てきています。泉南市が条例を策定して令和元年10月で7周年。現在8年目に入っています。今後、子どもの権利推進本部会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、未実施の施策を一つずつでも実現していきたいと考えています。</p>